

川崎市農業技術支援センター知的財産ポリシー

制定：平成 27 年 4 月 21 日

「川崎市知的財産戦略」（平成 20 年 2 月策定）に基づき、地域資源を生かし知的財産を効率的に活用するため、及び、知的財産に関わる際に守るべきルールを順守する道徳、倫理及び知識（以下「知的財産モラル」という。）を育むために、公的試験研究機関である川崎市農業技術支援センター（以下「本公設試」という。）の知的財産の取扱い及び運用に関するポリシーを定める。

1 適用対象者

このポリシーは、次の者（以下「職員等」という。）を対象とする。

- (1) 本公設試の職員、非常勤嘱託員及び臨時的任用職員
- (2) 本公設試と第三者との契約に基づき本公設試に派遣を命じられ、又は、本公設試に派遣される等して本公設試で勤務、研究業務等を行う者であって、知的財産及び知的財産権の取扱いについて本ポリシーを含む本公設試の規程に従うことに同意した者

2 対象となる知的財産及び知的財産権

このポリシーにおいて、知的財産とは次に掲げるものとする。

- (1) 発明、考案、意匠の創作及び品種の育成（以下「発明等」という。）
- (2) 著作物
- (3) 商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの。
- (4) 営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報
- (5) 研究成果有体物（試験研究又は開発の際に創作又は取得した材料、試料、試作品、モデル品等）

このポリシーにおいて、知的財産権とは次に掲げるものとする。

- (1) 特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権（以下「特許権等」という。）
- (2) 商標権、著作権及び前号の権利の対象とならない権利のうち法律上保護される利益に係る権利

3 基本方針

本公設試は、知的財産が市の推進する農業施策等に貢献し、様々な行政課題を解決するものととらえ、その創造、保護及び活用を推進する。また、知的財産の創造、保護及び活用を推進するため、職員等の知的財産モラルを育み、知的財産

を適切に管理する。

本公設試は、前述の方針に従いに次の事項について実施する。

- (1) 公益性の観点から知的財産及び知的財産権を農業従事者及び地域のために活用し、技術指導、技術移転等を通じて農業及び農業に関連する産業の発展を促す。
- (2) 単独又は共同で行う試験研究から得られる知的財産の活用を促進し、知的財産のうち発明等の法令による保護を必要とするものを知的財産権として取得する。
- (3) 第三者が保有する知的財産権を十分に尊重する。
- (4) 第三者が保有する知的財産権が業務上必要になった際には、契約等の適正な手続きで入手した上で、契約等に従い適切に管理する。

4 試験研究活動によって生まれた知的財産及び知的財産権

本公設試が行う試験研究活動によって生まれた知的財産及び知的財産権の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 試験研究活動

本公設試は、試験研究活動を行う。

職員等が行う試験研究活動は、試験研究そのものを目的とするのではなく、市の農業に関する課題解決、農業生産への貢献など、行政目的を達成するために必要な活動として行うものである。その活動から創造された発明等は広く活用されることが重要であり、必要に応じて権利化することが有効である。

(2) 共同研究及び受託研究

農業従事者、企業、大学等と連携又は協力することは、本公設試による試験研究成果の社会での幅広い活用が推進できるとともに、市の農業に関する課題解決及び農業生産への貢献が見込める。よって、本公設試は、共同研究及び受託研究に積極的に取り組む。

これらの試験研究で生まれた知的財産及び知的財産権は、広く活用されることが重要である一方、企業等と共有する場合は、産業政策上の観点も考慮することが必要である。よって、知的財産及び知的財産権は、原則として発明者の所属に基づいて帰属するが、本公設試の公益性と相手方における実用化に十分に配慮して、柔軟かつ効果的に対応する。

(3) 知的財産権の届出、帰属、承継等

本公設試において職員等が行った発明等の届出、帰属、承継等については、川崎市職員の職務発明等に関する規則（平成14年川崎市規則第27号）に定めるところによるものとする。

(4) 知的財産権の管理

特許権等は、市が職員等から承継した財産であり、適切な管理の下に維持されることが必要である。一方、権利維持に必要な経費は、年を経るに伴い増大する。よって、特許権等の保有について、権利取得後3年を経過したものを対象として、特許権等の活用と経費負担の両側面から定期的に検証を行うものとする。

5 教育及び啓発

本公設試は、本公設試及び第三者が保有する知的財産及び知的財産権を尊重するとともに、本公設試の所長は、知的財産モラルを育むため、職員等に対する知的財産の知識に関する教育及び啓発を推進する。

6 守秘義務

本公設試は、知的財産に関する守秘義務を順守する。また、第三者から入手した秘密情報は第三者との秘密保持契約に則って取り扱う。

7 改廃

本ポリシーの改廃は、川崎市事務決裁規程（昭和41年川崎市訓令第8号）に定めるところによるものとする。